

奈良県地域貢献サポート基金（奈良県協働推進基金）
寄付者テーマ設定型協働推進事業 募集要項

大和信用金庫からの寄付金を活用した
「大和川の水質改善事業」

1 趣旨・目的

- 多様な主体が連携・協力して地域課題に取り組むことにより、くらしやすい地域づくりを進めるため、県民・事業者などから寄付をいただき造成した「地域貢献サポート基金」を活用して、地域課題の解決に取り組むNPOや自治会等の地域貢献活動団体の活動を支援します。
- 今回募集するのは、大和信用金庫からの寄付金を活用した寄付者テーマ設定型協働推進事業です。

2 寄付者設定テーマの趣旨

- 奈良県民の憩いの場である大和川の水質状況は、全国1級河川ランキングワースト上位を脱却できない状態が続いています。大和信用金庫は、地域社会とともに歩む地域の金融機関として、大和川のBOD（生物化学的酸素要求量）値の改善度合いに応じて金利を上乗せする「大和川定期預金」の取扱いなど、水質改善に向けた幅広い活動を行っています。今回、大和川の水質改善に取り組む団体の活動を支援することで、さらなる水質改善を実現していきたいと考えています。

3 募集事業

- 以下の（1）から（4）までのすべての条件を満たす企画提案を募集し、その中から優れた提案を選定して補助を行います。
 - （1）寄付者設定テーマに合致する事業であること（大和川の水質改善事業）。
 - （2）応募団体の規約・定款等で、行うことができる事業であること。
 - （3）社会貢献活動としてふさわしくない次のような事業ではないこと。
 - ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - ・政治、宗教にかかわる事業
 - ・営利を目的とした事業
 - ・法令等に違反している事業
 - （4）奈良県の他の事業により補助又は委託を受けている事業ではないこと、もしくは受ける見込みのある事業ではないこと。

4 補助事業の期間

- 補助事業は、次の期間に実施し、かつ、完了する事業とします。
 - ・平成23年7月1日から、平成24年2月末日までに実施し、かつ、完了する事業。

5 選定件数及び補助金額等

- 選定件数
2件程度
- 補助金額
1件25万円を上限
- 補助対象経費
事業の実施に直接要する会議費、交通費、印刷製本費、通信費、諸謝金、消耗品費等の経費（当該事業の実施にかかわらず必要となる事務所の維持管理費・光熱水費、総会・役員会の開催経費、役員報酬等は対象となりません。）
- 補助率
補助対象経費の10分の10
- 補助事業による収入
当該補助による事業を実施する際は、受益者からの利用代金や入場料金等の徴収は行わず、原則無料で行うものとします。ただし、講座におけるテキスト代や教材費等の実費相当額を徴収する必要がある場合は、当該金額を徴収することができます。
なお、補助金額は、補助対象経費から当該補助事業による収入を除いた金額となります。

6 応募団体の資格

- 次の（1）から（3）のいずれかに該当する団体とします。なお、応募は、第4「補助事業の期間」に記載された期間ごとに、1団体につき、1提案までとします。
 - （1） 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に定める特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）のうち、次のすべてを満たすもの。
 - イ 奈良県内に事務所を有し、法第2条第1項に定める特定非営利活動を行う主たる区域が奈良県内であること。
 - ロ 特定非営利活動に関して原則1年以上の継続的な活動実績があること。
 - ハ 暴力団関係者の統制下にある団体でないこと。及び、役員の中に暴力団関係

- 者が含まれていないこと。
- ニ 法第29条に規定する書類（事業報告書、収支計算書等）のすべてを所轄庁に提出していること。
- ホ 過去に偽りその他不正の手段により登録されたことにより抹消された団体ではないこと、または過去に基金の信用を損なう行為をしたため登録を抹消された団体ではないこと。
- (2) 社会貢献活動並びに地域貢献活動を主たる目的とする法人格のないボランティア団体、一般社団法人もしくは一般財団法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、特例民法法人、又は自治会、町内会、老人会もしくは婦人会などの地縁組織のうち、次の全てを満たすもの。
- イ 奈良県内に活動の拠点を有し、社会貢献活動や地域貢献活動を行う主たる区域が奈良県内であること。
- ロ 社会貢献活動や地域貢献活動に関して原則1年以上の継続的な活動実績があること。
- ハ 事業を行うにあたり、営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行っていないこと。
- ニ 団体の役員が特定非営利活動促進法第20条に規定する欠格事項（成年被後見人、被保佐人、復権していない破産者等）に該当しないこと。
- ホ 暴力団関係者の統制下にある団体でないこと。及び、役員の中に暴力団関係者が含まれていないこと。
- ヘ 法第2条第2項第2号に該当する団体であること。
- ト 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること。
- チ 過去に偽りその他不正の手段により登録されたことにより抹消された団体ではないこと、または過去に基金の信用を損なう行為をしたため登録を抹消された団体ではないこと。
- (3) 上記に規定する複数の団体から構成される実行委員会等。ただし、「特定非営利活動又は社会貢献活動や地域貢献活動に関して原則1年以上の継続的な活動実績があること」の要件は、構成団体の3分の2以上の団体が満たせば足りるものとする。

7 応募方法

- 所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、奈良県くらし創造部協働推進課まで、**特定記録郵便**または**簡易書留郵便**（配達記録のある宅配便を含む。）で送付または持参して

ください（送付の場合は締切日必着）。

(1) 申請期間

平成23年4月1日（金）から平成23年5月16日（月）【必着】まで

(2) 申請書類

本事業に応募する団体は、次の書類を1部作成し、申請してください（申請書類はお返しいたしませんので、必ずコピーをとっておいてください）。

①寄付者テーマ設定型協働推進事業企画提案書（様式1）

②事業計画書（様式2）

③事業の実施体制（様式3）

④団体目的等についての誓約書（様式4）

⑤団体の規約、定款等の写し

⑥直近1年間の事業報告書（書式は自由です）

⑦直近1年間の収支計算書（書式は自由です）

⑧その他参考資料（団体紹介パンフレット、機関誌等）

※複数のNPO等が実行委員会等を組織し共同提案する場合は、様式2の「事業計画書」の「3. 団体概要」、様式4の「団体目的等についての誓約書」、「団体の規約・定款の写し」、「直近1年間の事業報告書及び収支計算書」は、各NPO等ごとに作成してください。

※提出いただいた書類は、様式2の「事業計画書」の「3. 団体の概要」中の「連絡責任者」欄以外は、全て原則公開対象の資料とします。

※書類の様式の電子データは、奈良県地域貢献サポート基金のホームページ上に掲載されていますので、ご利用ください。

奈良県地域貢献サポート基金のホームページ
<http://www.nvn.pref.nara.jp/kikin/support/>

8 審査方法

○ 審査機関

「奈良県協働推進審査会」における審査を経て、補助団体、補助事業及び補助金額を決定します。

○ 審査方法

公開プレゼンテーション審査により審査します。

ただし、応募多数の場合には、書面審査により、公開プレゼンテーションを行う事業を絞る場合があります。

○ 審査結果

審査の結果については、奈良県地域貢献サポート基金のホームページ上に掲載するとともに、申請団体すべてに通知します。

<公開プレゼンテーション審査>

①日時 平成23年6月8日（水）13時から16時30分まで

②場所 奈良県庁主棟 5階 第一会議室

※公開プレゼンテーションを欠席された場合は、失格となりますので、ご注意ください。

○ 審査基準

審査項目	内 容
課題への対応性	・ 寄付者設定テーマに的確に対応し、十分にその解決を図り得るものとなっているか
公 益 性	・ 事業の受益者が特定の人や団体に限定されず、対象地域において不特定多数の者の利益となるなど、公共の利益を増進させるものとなっているか
先駆性・新規性	・ 県内において先駆的な事業であるか ・ 申請者の既存事業と同一の事業にあっては、それを発展させるものであるか
実 行 力	・ 活動実績、実施体制など、事業の遂行能力は十分であるか ・ 事業の実施期間、事業経費の積算は適正か ・ 実施方法が、具体的かつ有効なものか
組織観・使命感	・ 事業の取り組みに意欲や熱意があるか ・ 積極的に情報公開に努めているか

9 補助事業の流れ

①事業の公募	平成23年4月1日（金）～平成23年5月16日（月）【必着】
--------	--------------------------------

②事業の審査	公開プレゼンテーション 平成23年6月8日(水) 13時から16時30分まで 開催場所：奈良県庁主棟 5階 第一会議室 ※公開プレゼンテーションを欠席された場合は失格となりますので、ご注意ください。 ※応募多数の場合、公開プレゼンテーションの前に、書面による審査を行う場合があります。
③採択事業の決定	平成23年6月中旬頃を予定
④事業実施	平成23年7月1日～平成24年2月末日、 選定された事業計画書に沿って事業を実施 ※事業執行上必要がある場合は、一部補助金の概算払いをすることができます。
⑤実績報告・精算払	事業完了後、20日以内に実績の報告が必要となります。 実績報告を確認後、補助金の精算払いを行います。

10 留意事項等

○ 情報公開への同意

審査過程の公平性及び透明性を高めるため、提案事業の概要、団体名及び審査結果をホームページ等により公表します。また、公開プレゼンテーション時には、提案事業の概要書を資料として来場者に配布するほか、県庁内の関係課にも情報提供を行います。

○ 選定された団体の義務

選定された団体は、別途定める県の補助金交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務等を負います。

また、事業実施後は、事業成果報告会での発表等、制度の普及・検証のためにご協力をお願いすることがあります。

奈良県くらし創造部協働推進課 〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL 0742-27-8715 / FAX 0742-27-6139

E-mail kyodo@office.pref.nara.lg.jp

URL <http://www.nvn.pref.nara.jp/kikin/>